

北朝鮮との科学技術交流に関しては、下記のように国際連合安全保障理事会決議が行われています。熟読いただき、十分に注意してください。

国際連合安全保障理事会決議第2270号(平成28年3月2日) 【抜粋】

主文17

全ての加盟国が、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練(応用物理学、応用コンピューター・シミュレーション及び関連するコンピューター科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学並びに関連分野における教育又は訓練を含む。)を防止することを決定する。

https://www.undocs.org/Home/Mobile?FinalSymbol=S%2FRES%2F2270(2016)&Language=E&DeviceType=Desktop&LangRequested=False

注:北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練を防止すべき分野については、上記() 内に挙がっているものの他、次に掲げるように、決議2321の主文10において、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、これらに限定されないことが明確にされています。



国際連合安全保障理事会決議第2321号(平成28年11月30日)【抜粋】

主文10

決議第2270号(2016年) 17の規定を履行する目的で、北朝鮮の拡散上機微な 核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育及び訓練には、先端の材料 科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

主文11

全ての加盟国が、医療交流を除き、また以下に該当しない限り、北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力を停止することを決定する。

- (a)核科学技術、航空宇宙・航空工学及び技術並びに先端の製造・生産技術及び手法の分野における科学技術協力の場合において、委員会*)が個別の案件に応じて特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定した場合。
- (b) その他の全ての科学技術協力の場合において、科学技術協力を行う国が、特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定し、 そのような決定を委員会に事前に通知する場合。

https://www.undocs.org/Home/Mobile?FinalSymbol=S%2FRES%2F2321(2016)&Language=E&DeviceType=Desktop&LangRequested=False

*)「委員会」とは、2006年の国連安保理決議第1718号に基づき設置された国連安保理北朝鮮制裁委員会のことです。